

「(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に伴う環境影響評価方法書」に関する意見書

1 はじめに

本事業は、本市に隣接する伊豆市上白岩地域において、太陽光パネルを約 100,000 枚設置し、出力最大 40,000 kW を発電する発電所を建設する太陽光発電事業である。

伊豆半島は、地殻変動等によって、変化に富んだ自然環境や、多種多様な動植物の生態系が形成され、地域文化が育まれてきた地域性が認められ、「伊豆半島ジオパーク」として位置付けられている。自然や景観の保全や保護、教育が一体となり、自然の姿を保つことが重要とされる地域であることから、本事業の実施により様々な環境負荷が広範囲にわたり影響を及ぼすことやジオサイト等景観資源に対する阻害があってはならない。

また本市においては、古くから地域の人々にとって山岳信仰として存在した葛城山や城山をはじめ、北条早雲や江川太郎左衛門英龍など日本史の時代を牽引してきた人物ゆかりの地として多くの史跡や景観資源を有していることから、これら市の景観は損なわれることがあってはならない。

本事業の実施による環境への影響をできる限り回避、低減するために、調査、予測及び評価を着実に実施することを要請した上で、以下のとおり意見する。

2 全般的事項

- (1) 事業を進めるにあたり、市民の不安が払拭されるよう、情報提供時には丁寧な説明を行い、住民の合意が得られるよう努めること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測、評価及び環境保全措置について検討を行うこと。

3 個別事項

(1) 景観

- ① 環境影響評価方法書では、「不特定かつ多数の利用がある地点」であることを根拠に、葛城山、城山など6地点を「景観調査地点」に設定しているが、当市の「伊豆の国市観光地エリア景観計画」においては、これら以外の源氏山、守山、葦山城跡、神島運動公園等についても眺望の景観拠点に定めている。こうしたことも勘案の上、景観調査地点を設定すること。【環境影響評価方法書 P233 表 4.2-2(42) 景観調査地点の設定根拠】